

福島町議会基本条例諮問会議 【第6回】

- ◆ 日 時 平成22年11月20日（土） 午後3時
- ◆ 場 所 福島町議会議員控室（3階）

福島町議会事務局

次 第

- 1 開 会
- 2 議長挨拶
- 3 前回会議の確認
- 4 協議事項
 - (1) 議員歳費について
 - (2) 議員定数について
 - (3) 議会評価及び議会基本条例全体の検討について
 - (4) 答申について
- 5 その他
 - (1) 答申後の議会スケジュール（予定）について
 - (2) 議員歳費（期末手当）の改正について
- 6 閉 会

1. 前回会議（10/2）の確認

（1）会長の互選

今 川 敏 行 委員に決定

（2）協議事項

ア. 議員歳費について

A方式, D方式, E方式の再整理した内容を検討し、A方式を改良した「A'方式」を算定案に決定する。次回は、この案で歳費月額等より分かりやすい資料にして確認する。議長等の役職者と議員の調整は全道類似団体の率を使用する。

〔主な意見〕

- ・ 現行の歳費は変則的。総額は元に戻すべきと考えている。A'方式とするかなやんでいる。活動を重要視したい考えと矛盾している。
- ・ 今後も続く方策を考えている。持続性も大事な要素。
- ・ 5つの原則の中立である「基準・数字」を重要視したい。町民に胸を張って説明できる基礎を考えても良いと思う。
- ・ 全国どこでも苦勞している。お手盛りと批判される。どこに根拠があるのかはつきりしない。何とかクリアできないか。福島モデルのようなものがあるのも良いのではと考える。サブ基準的（チェック基準）なものも必要ではないか。（持続性ある方式、他の町村に比較して極端に上下しない、原則の優劣で変化）
- ・ 表に現れない日数95日の2分の1の整理は良いと思う。町長との質の関係も一定の対応が図られている。
- ・ 小さな議会でお手盛りと呼ばれる歳費は出していない。今より下げる場合もさらに活動してほしい。願いを込めて標準額を決めたい。
- ・ 会議に出席して分かる部分がある。町民は理解不足だと思う。年金生活の議員も多い。町内の雇用悪化から脱皮できない。若い人の立候補を求めることは理解できる。
- ・ 理想的な案を出してやるべきと考える。1つに絞るとA'方式が良い。
- ・ A'方式は他のメリットを取りこんでいるので、きちんと説明できるのではないか。

イ. 議員定数について

10人とする意見と現状（12人）のままとする2つの意見で、次回は両論併記の内容で会議に諮ることとする。

〔主な意見〕

- できれば12人。でも10人とすべき。常任委員会は工夫して1常任委員会6人にできるのではないか（正副議長が2つに所属）。議員自己評価は活動のアピールに繋がるので提出すべきである。
- 少子高齢化が進み独居世帯が多くなっている。きめ細やかな対応が必要になる。その中で議員定数を減らすのはどうか。5,000人を切るまでの間は現状で良いと思う。
- 現在5,200人。別な見方をしている。議員の資質が大事で、人数ではないと思う。希望としては、分かりやすく少ない人数でもこれだけ頑張っている議会として全国に発するモデルとなってほしい。
- 12年前は定数16人、8年前は14人である。2期議員を務めたが、14人のときは本当に活発に活動した。2人減の重圧はあった。健康も害した。さらに12人となっておる。10人にすることは、本当に大変と思うが、頑張りたい気持ちである。
- これから決定的に違ってくることは議会活動の重要性が高まること。ここをきちんと議論しないと地方分権は進まない。町に権限を移す流れで、議会の役割は法制的に重要になる。議会基本条例は全国200自治体に拡大している。人数を減らすことは大きな流れに逆行する。財政的に大丈夫であれば減らすことは矛盾する。議会改革を進める中で大丈夫なのか。バランスを考えて行かないと町にとって損失に繋がるのではないか。現状で不都合なところが何かを議論すべきではないか。
- しっかりと議員活動をしてもらいたい。願いを込めて発言している。人数が多い少ないで町づくりに影響するということではないと考える。

(3) 今後の進め方

次回は、議員定数と議員歳費の答申に対する考え方をまとめる。平成21年度の議会評価の内容を参考に議会基本条例全体について検討する。その後、答申書の内容等の検討を行うものとした。

※ 第6回会議 11月20日（土曜日） 15時より

3. 協議事項

(1) 議員歳費について

第5回会議で決定した「A'方式」の内容を確認し、答申に当たっての意見をまとめていただきます。

[A. 全国町村議会議長会検討方式の課題・問題点]

- ①管内、全道と比べ非常に高い歳費月額となる
※議員の例では、全道平均 258,776 円の 1.26 倍
- ②町長給料の変動に大きく左右される
- ③町長と議員の責任度合いを同様に考えて良いか
- ④議員と議長の歳費月額に大きな差が生じる

[対応と整理]

□ 課題①②③

ア. 議員活動日数の再整理

確認した議員の活動日数は、表に現れる活動 68 日、表に現れない活動 95 日、計 163 日を標準とする考えです。議論では、一般質問への取り組みや本会議に付随した活動の実態等が各議員によってばらつきがあるのではないかとの指摘もありました。H21 年度の議会評価を見ると、35 項目のうち「△一部水準に達していない」が 7 項目ありました。この結果は、表に現れない本会議や委員会に付随する活動等が充分でないことも要因にあると考えられます。このため、表に現れない活動日数 95 日については、1/2 を減じて 48 日を標準とすべき日数とし、表に現れる 68 日を加えた 116 日を標準活動日数とする再整理です。これにより、町政の代表者である町長の責任と、町民の代表機関である議会（議員）の責任の重さ（程度）のバランスを考慮していると考えます。

イ. 基準となる給料の再整理

町長の給料から三役の平均給料に基準を変えることで大きな変動を極力避けることができると考えます。

□ 課題④

ほぼ常勤に近い議長は高い歳費額となります。議員を 1 とした場合の役職別の全道の類似団体（C 区分）の比率により、議長、副議長、委員長の歳費月額を算定する再整理です。

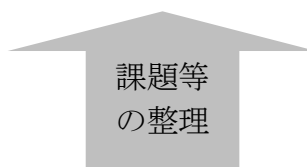
※北海道町村議会実態調査の役職別比率（平成 21 年 7 月 1 日現在）

議員 1.0 → 委員長 1.08 → 副議長 1.19 → 議長 1.49

① A'方式の再整理

再整理した方式による歳費月額等は次のとおりとなります。なお、歳費（年間）は現行の議員定数 12 人で積算しています。

区 分	歳費 (年間)	説 明	歳費算定のための原則				
			活動 日数 (a)	歳費 抑制 (b)	基準 数字 (c)	財政 配慮 (d)	議会 活動 (e)
■A'方式	41,323 千円	現行総額（31,179 千円）と比較すると 1.32 倍となる。A方式の 4 つの課題・問題点を再整理した方式である。	○	○	○	△	○
○歳費月額 議 長 259,000 円 副 議 長 207,000 円 委 員 長 187,000 円 議 員 174,000 円 〔注〕 仮算定額であること		○算定基準 1. 標準率 議 員 30%（116 日÷町長 301 日） 副 議 長 50%（152 日÷町長 301 日） 議 長 70%（217 日÷町長 301 日） 2. 基準とする給料月額 580,000 円（三役平均） 3. 役職調整 議員を「1」とし、次の率を議員の月額に乗じて得た額に調整 委 員 長 1.08 副 議 長 1.19 議 長 1.49	○補足説明 (a) 議員の活動日数が 100%反映 (b) 高くなる歳費月額を抑制できる (c) 方式・数字を説明できる (d) 極力負担を抑えている (e) 活動内容が充分加味される				
備 考		①標準率は「標準とすべき議会活動日数」を調整した日数 ②平均給料 58 万円（町長 65 万円、副町長 57 万円、教育長 53 万円の平均） ③役職調整は議会実態調査による議員報酬額を「1」とした場合の、委員長、副議長、議長の報酬額の比率					



区 分	歳費 (年間)	説 明	歳費算定のための原則				
			活動 日数 (a)	歳費 抑制 (b)	基準 数字 (c)	財政 配慮 (d)	議会 活動 (e)
A. 全国町村議会議 長会検討方式	78,640 千円	現行総額（31,179 千円）と比較すると 2.52 倍となる。2 元代表制における町長との関係からも理論的な方式である。	○	×	○	×	○
○歳費月額 議 長 585,000 円 副 議 長 390,000 円 委 員 長 347,000 円 議 員 325,000 円 〔注〕 仮算定額であること		○算定基準 1. 標準率 議 員 50%（163 日÷町長 301 日） 副 議 長 60%（199 日÷町長 301 日） 議 長 90%（271 日÷町長 301 日） 2. 基準とする給料月額 650,000 円（町長給料）	○補足説明 (a) 議員の活動日数が 100%反映 (b) 極端に歳費月額が高くなる (c) 方式・数字を説明できる (d) 負担は大幅に増える (e) 活動内容が充分加味される				
備 考		①標準率は「標準とすべき議会活動日数」による					

② 答申に当たっての意見

福島町議会の標準とすべき議員の歳費月額を算定する方式は、全国町村議長会検討方式を改良した方式（以下「福島町方式」という）が最も適切と考えます。この福島町方式は、検討にあたり整理した5つの原則に合致するように、課題・問題点に即してA方式を改良したものです。特に諮問会議で重要視したのは、「議会活動日数」と「基準と数字を示して説明」の2点です。議員の議会活動日数を歳費に反映させること、そして根拠となる数字を町民に説明することが重要であると考えました。全国的に見ても議員の歳費月額を決める確かな方法はありません。そうした中で、一定の方式を検討することは、福島町議会では初めてのことであり、諮問会議の調査検討においてもきわめて難しいものがありました。当該方式は、福島町議会の活動状況と議会基本条例における「議員歳費」の位置付けからも、また今後とも持続的に活用できる方式という点からも理想的なものと考えています。

ア. 算定方式名 福島町方式

イ. 算定基準

- 標準率は、議員の活動日数（116日）と町長の職務遂行日数（301日）の比率30%とします。
- 基準とする給料月額、三役平均給料月額の580,000円とします。
- 議員を「1」とし、次の率を議員の月額に乗じて得た額に調整します。
委員長 1.08 副議長 1.19 議長 1.49

ウ. 標準とすべき歳費月額

議員	174,000円
委員長	187,000円
副議長	207,000円
議長	259,000円

※参考（年間歳費額総額）

- 定数12人 41,323千円
- 定数10人 34,867千円

(2) 議員定数について

第5回会議では、定数10人とする意見と現行12人のままとする2つの意見に分かれました。両論を併記し答申に当たっての意見をまとめていただきます。

① 答申に当たっての意見

福島町議会の活動状況、常任委員会の在り方、整理した議論のポイント及び議員定数の変遷並びに渡島管内の議員定数等を参考に調査検討した結果、定数を10人とする意見と現行のままとする2つの意見に分かれました。一つの意見に集約することに至らなかったことから、両論を併記し調査検討の結果とします。

◆ 定数10人とする意見

議員の議会活動は以前に比べると多くなっていることは充分理解できます。現行の12人でも大変きつい状況にあることも理解しています。しかし福島町の将来を見据え10人で切磋琢磨しながら議会活動をしている姿勢を、町民にアピールしていくことが大事だと考えます。議会基本条例を制定し、様々な議会改革に取り組み注目を浴びている福島町議会であればこそ、12人から10人に減じて頑張る方が、分かりやすいと思います。そのことによって、福島町議会が少ない議員で頑張っていることを全国に発信していただきたいと思います。常任委員会は、正副議長を除く8人の半数(4人)に正副議長が2つの委員会に所属することで1委員会の定数は6人が確保できると考えます。

◆ 現行(12人)のままとする意見

今後の議会活動が従前と決定的に違ってくるのは、地方分権改革によって、議会の役割が非常に重要になってくることです。これまでの自治体運営は行政中心に組み立てられてきましたが、今後は政策の決定や条例の制定において、住民を代表する議会の役割は非常に大きくなります。したがって、安易にいま以上に定数を減らすことは、分権改革の大きな流れに逆行するおそれがあります。しかし現在、分権改革は進行途上で最終的なかたちには至っていません。したがって現行の定数で財政的に大丈夫なのであれば、当面はこれを維持し、人口5,000人を割った時点で改めて定数を考えても良いと思います。しかし議員定数の問題は、基本的には、議会自身が、あるべき議会の姿のさらなる追求とともにきちんと議論し、住民に問うべき問題です。

(3) 議会評価及び議会基本条例全体の検討について

平成 21 年度の議会評価の内容を参考にして、議会基本条例全体を検討していただきます。具体的には、基本条例の目的（第 2 条）に示している、「わかりやすく町民が参加する議会」、「しっかりと討議する議会」、「町民が実感できる政策を提言する議会」の 3 つの取り組みに評価項目を仕分けし、評価結果を参考に基本条例の内容(主旨)に忠えているか検討するものです。

◆議会の評価に関する実施要綱（抜粋）

1. 導入の目的

行政執行者側では、効率的な行財政運営を行うため、事業評価・政策評価などの手法の導入が急速に進んでいます。その一方で、議会・議員の活動の評価は 4 年に一度の選挙だけという実態です。町民の代表である議員の活動が有権者(町民)から「見えない」現状を払拭し、等しく住民の代表として議員活動を行う必要が今後益々求められる時代となっています。このことから、客観的には困難な評価としながらもあえて議会・議員の評価手法を導入し、真の町民代表として資質向上を図り、その責務を果すための一助とします。

2. 評価方法及び公開

○評価方法

毎年 3 月に、別に定める評価項目に基づき 1 年間の活動を、「議会実態調査」等の資料を参考として、全道・全国等の水準と比較し、議会運営委員会において内容を検討し決定します。

また、最終任期前に 4 年間の総合的な評価も行います。

評価は、「概ね一定の水準にある ○」、「一部水準に達していない △」、「取り組みが必要 ▲」の 3 段階とします。

○公開

評価の結果は、別紙様式により直近の「議会だより」及び「議会ホームページ」において公開します。

3. 評価項目

次の評価項目を基本とします。なお、近年は行政の変革期であることから、新たな項目の必要性が生じた場合は、議会運営委員会において検討し、随時追加・変更をします。

◆平成 21 年度議会評価決定分〔評価期間：H21.4.1～H22.3.31〕

主要評価項目	具体的な項目	19年 評価	20年 評価	21年度 評価	摘 要
1. 議会の活性化	①一般質問	○	△	△	質問が特定の議員に偏っている。〔実質問者 4 人、26 項目〕
	②質疑	○	○	○	「総合開発計画に係る提言書」及び「事務事業評価（試行）」の取り組みにより、全体の質疑回数は増加し、内容の充実も図れた。〔本会議の質問率：定例 72.7%、定例外 51.5%〕
	③討論	△	▲	△	討論は増えているが、論点・争点を明らかにした討論に努めることが必要。〔本会議 3 回、延べ 13 人〕
	④討議	△	▲	△	時間不足を理由に討議が少ない委員会活動が多い。本会議での討議が課題。
	⑤議員提案	△	○	○	「総合開発計画に係る提言書」を初めて町長に提出。本会議等で提言に拘った審議の傾向が出てきた。住民が実感できる政策提言、条例提案が課題。
	⑥文書質問	—	—	△	質問が特定の議員に偏っている。政策提案等に向けた文書質問の活用が課題。〔実人数 4 人、19 項目〕
2. 議会の公開度	①委員会の公開	○	○	○	委員会条例（現在は会議条例となっている）を改正し、「公開」としている。（16 年）
	②審議記録の公開	○	○	○	議会ホームページですべて公開。
	③審議前の会議資料の公開	○	○	○	ホームページの容量の制限を受けないもの（予算書などの大容量）以外は、基本的にすべて公開。
	④議会経費の公開	○	○	○	決算内容を含め、交際費・政務調査費などの詳細をすべて公開。
	⑤視察報告の公開	○	○	○	本会議及びホームページなどで公開。
	⑥全員協議会の公開	○	○	○	基本的に全て公開。（資料提供）
	⑦会議公開の充実（ライブ中継）	△	△	○	庁舎内すべてにテレビ放映（12 年）、21 年からライブ中継・録画中継を開始。ライブ中継充実（一度に視聴できる人数の増、画質向上）に向けた光回線の整備が課題。
3. 議会の報告度	①議会だより・速報版等の発行	○	○	○	①議会だより・速報版等の発行
	②議会ホームページの運用	○	○	○	議会単独のドメインを取得し、サーバー容量を拡大した。リンクされている議員ホームページの充実が課題。
4. 住民参加度	①懇談会の開催	○	○	○	テーマと開催方法（住民主催等）を工夫した取り組みが課題。（4 回開催：広報広聴）
	②議会報告会の開催	○	○	○	内容の充実と工夫が必要。議員を分散した報告会の開催が課題。（1 回、参加者 27 人）
	③傍聴者への対応と参加度	○	△	△	減少傾向にあり参加を促すための工夫が必要。資料対応は充実している。討議への参画が課題。 〔本会議：定例 47 人（平均 11.8 人）、定例外 17 人（2.8 人）〕
	④休日・夜間議会に替えた方策	△	△	△	19 年から引き続き夜間議会を開催。休日議会の開催に向けた内容（案件・委員会活動の対応を含めた）の工夫が課題。〔夜間議会 1 回、23 人〕
5. 議会の民主度	①一般質問の一問一答方式	○	○	○	一問一答方式は実施済み（12 年）。質問の回数と時間制限の規定は廃止した（20 年）。
	②対面方式	○	○	○	庁舎建設時から実施（6 年）
	③一般質問の答弁書配付	○	○	○	13 年 9 月議会から実施。質問に対する的確（漏れや補足答弁を必要としない）な通告書・答弁書となるように改善していくことが必要。
6. 議会の監視度	①長との適正な関係の維持		○	○	20 年に「福島町議会議員の不当要求行為等を防止する条例」を制定。補正予算の議決前に保護者への申請手続きを行った「子育て応援特別手当（町単独事業）」の修正案を提出した。（原案否決となった。）
	②全員協議会の適切な運用	○	○	○	議案の事前協議となる執行者からの要請による開催は基本的にしていない。
	③議会権能（けん）制・批判・監視等の適切な遂行	○	○	○	資質向上による権能のさらなる充実が課題。
7. 議会の専門度	①政策立案・審議能力の向上強化	△	△	○	「総合開発計画に係る提言書」の提出、「事務事業評価（試行）」の実施、「予算説明資料の充実（事務事業予算の対応）」により審議が活性化された。条例提案など、提言から提案に向けた取り組みが課題。 補正予算に対する修正案の提出（町独自子育て応援特別手当の減額、ブルーベリー苗木購入費等の減額）
	②議決権範囲の拡大	○	○	○	計画の内容が充実し、より理解が深まった。5 計画を議決。〔総合開発計画、行財政確立プラン、地域福祉計画、次世代育成支援行動計画、森林整備計画〕
	③所管事務調査の充実強化	△	○	○	引き続き、問題点に対する改善策や対応策の結論付けに導くための議員討議の活性化などが課題。
8. 事務局の充実度	①議場・委員会室の整備充実	○	○	○	21 年に委員会室にカメラを設置。録画配信への取り組みが課題。
	②事務局の充実強化	○	○	○	情報公開の迅速化、充実した情報・資料収集（提供）、法務能力の向上など、さらなる資質等の向上を望む。
9. 適正な議会機能	①法規定以外の執行部付属機関への委員就任廃止	○	○	○	法定となっている、民生委員推薦委員会・都市計画審議会・青少年問題協議会のみ議員が就任している。議員が、執行機関である農業委員会の会長に就任しているという好ましくない状況がある。
	②適正な議会経費	○	△	△	現行定数・歳費は 19 年の改選期から実施。議会費 35,696 千円（一般会計に占める割合 1.11%）。基本条例に基づき適正な歳費の標準率（額）を示すことが課題。
	③系統議長会の体制整備	△	△	△	引き続き、ホームページの充実を要望（資料提供・道内の町村議会のリンク等々）
	④議会の自主性強化	○	○	○	「わかりやすく町民が参加する議会」、「しっかりと討議する議会」、「町民が実感できる政策を提言する議会」を主体とした取り組みを行うことを基本条例に規定した。これらの取り組みに向けた実行計画を住民に示すことが重要。
	⑤議会附属機関の設置	—	—	○	福島町議会基本条例に関する諮問会議条例を制定。（H21 年度 3 月会議）
10. 研修活動の充実強化	①研修の効率的な取り組み	○	○	○	勉強会や議員研修会を実施。政務調査費や自費による主体的な視察・研修も実施している。 20 年に「議員研修条例」を制定。全議員の政務調査費活用による資質向上が課題。 〔勉強会 1 回、研修会 2 回、行政視察 2 回〕

① わかりやすく町民が参加する議会

◆具体的な内容

- ・すべての会議を原則公開
- ・議案、調査資料等の情報提供(事前)
- ・「議会への参画を奨励する規則」
- ・議会報告会の開催
- ・「議会、議員評価」「議会白書」の公表
- ・採決態度の公表
- ・政務調査費の公表
- ・議長、副議長を志す者の所信表明(本会議)

評価 結果

◆評価結果

- 2①委員会の公開 (7条) ○ 全ての会議を公開
- 2②審議記録の公開 (5条) ○ 議会HPで全て公開
- 2③審議前の会議資料の公開 (5条) ○ 基本的に議会HPで全て公開
- 2⑤視察報告の公開 (19条) ○ 本会議及び議会HPで公開
- 2⑥全員協議会の公開 (7条) ○ 基本的に全て公開
- 2⑦議会公開の充実・ライブ中継 (19条) ○ H21からライブ中継・録画中継実施
- 3①議会だより・速報版等の発行 (19条) ○ 議会だより・速報版の発行
- 3②議会HPの運用 (19条) ○ 議会単独運用 リンクしている議員HP充実が課題
- 4①町民懇談会の開催 (7条) ○ テーマと開催方法を工夫した取り組みが課題
- 4②議会報告会の開催 (7条) ○ 内容の充実と工夫が必要 分散した開催が課題
- 4③傍聴者への対応と参加度 (5条) △ 減少傾向にあり参加を促す工夫が必要
- 4④休日・夜間議会に替えた方策 (7条) △ 夜間議会は開催 休日議会が課題
- 5①一般質問の一問一答方式 (8条) ○ 実施済み
- 5②対面方式 (8条) ○ 実施済み
- 5③一般質問の答弁書配付 (8条) ○ 実施済み
- 6①長との適正な関係の維持 (5条) ○ 議員の不当要求行為等を防止する条例制定
- 6②全員協議会の適切な運用 (7条) ○ 事前協議となるような開催はしていない
- 6③議会機能の適切な執行 (2条) ○ 資質向上による機能充実が課題
- 8①議場・委員会室の整備充実 ○ 録画配信が課題
- 8②事務局の充実強化 (21条) ○ 法務能力などの資質の向上が課題

※検討結果

② しっかりと討議する議会

◆具体的な内容

- ・主体的、機動的な議員活動をする通年議会(会計年度)
- ・委員外議員制度の活用
- ・質疑、一般質問の回数・時間制限の撤廃
- ・町長等の反問制度
- ・適正な議員定数、議員歳費の決定
- ・自由討議による合意形成、傍聴者の討議参加

評価 結果

◆評価結果

- 1 ①一般質問 (8 条) △ 質問が特定の議員に偏っている
- 1 ②質疑 (8 条) ○ 全体の質疑回数は増加し、内容の充実も図れた
- 1 ③討論 (23 条) △ 論点・争点を明らかにした討論に努めることが必要
- 1 ④討議 (23 条) △ 討議が少ない委員会が多い 本会議での討議が課題
- 2 ④議会経費の公開 (第 13 条) ○ 決算内容、交際費、政務調査費全て公開
- 9 ①執行部機関への委員就任禁止 (第 8 条) ○ 法規定の委員会のみ就任
- 9 ②適正な議会経費 (13 条) △ 適正な議員歳費を示すことが課題
- 9 ③系統議長会の体制整備 △ HP の充実を要望
- 9 ④議会の自主性強化 (25 条) ○ 実行計画を住民に示すことが重要
- 10 ①研修の効率的な取組 (15 条) ○ 全議員の政務調査費活用による資質向上が課題

※検討結果

③ 町民が実感できる政策を提言する議会

◆具体的な内容

- ・町長との善政競争による政策の提言
- ・政策形成過程の資料提出、行政・事務評価の実施
- ・議決事件の拡大
- ・文書質問の活用
- ・政務調査費の適正な活用
- ・付属機関の設置

評価 結果

◆評価結果

- 1 ⑤議員提案（7条）○ 総合開発計画に係る提言書を提出 条例提案が課題
- 1 ⑥文書質問（12条）△ 政策提案等に向けた質問の活用が課題
- 7 ①政策立案・審議能力（第8条）○ 提言書提出 事務事業予算の対応
- 7 ②議決事件の拡大（11条）○ 5計画を議決
- 7 ③所管事務調査の充実強化（7条）○ 議員討議の活性化など課題
- 9 ⑤議会付属機関の設置（20条）○ 諮問会議を設置

※検討結果

(4) 答申について

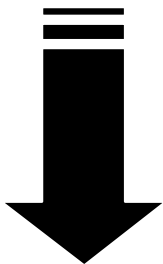
答申案（別冊）の内容を検討していただき、答申内容をまとめていただきます。

- ① 構成（項目）について
- ② 各項目の内容について
- ③ 全体について
- ④ 最終調整及び確認について
- ⑤ 答申予定日について

4. その他

(1) 答申後の議会スケジュール（予定）について

答申を受けた後の議会スケジュールを次のとおり予定しています。



- ① 議会運営委員会の開催（議員定数及び歳費の素案を決定）
- ② 全員協議会の開催（①の素案を協議し改正案を決定）
- ③ 住民説明会の開催（②の改正案を説明） → **H23年2月上旬**
- ④ 議会運営委員会の開催（③を踏まえて条例改正素案を決定）
- ⑤ 全員協議会の開催（④の素案を協議し改正案決定）
- ⑥ 定例会6月会議に発議（⑤の改正案を提案）

(2) 議員歳費（期末手当）の改正について

町では、平成22年度人事院勧告に準拠した職員及び特別職（三役）の給与条例の改正を予定しています。この内、特別職（三役）の給与条例の改正は「期末手当」を年間0.2月分減額する内容となっています。議員の期末手当は、特別職（三役）に連動して改正を行っていることから、次のとおり改正を行うものです。

○ 期末手当支給率の比較

区 分	6 月期	1 2 月期	計
現 行	1.80月	2.10月	3.90月

△0.2月

区 分	6 月期	1 2 月期	計
H22. 12月	1.80月	1.90月	3.70月

区 分	6 月期	1 2 月期	計
H23以降	1.75月	1.95月	3.70月

○ 改正による減額見込額 330千円

○ 条例改正案

議会議員の歳費及び費用弁償等に関する条例

改 正 前	改 正 後
(期末手当) 第 6 条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在において歳費の月額と歳費の月額に 100 分の 15 を乗じて得た額を加算した額に 6 月に支給する場合において 100 分の 180 、12 月に支給する場合において 100 分の 210 を乗じて得た額に基準日以前 6 月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。	(期末手当) 第 6 条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在において歳費の月額と歳費の月額に 100 分の 15 を乗じて得た額を加算した額に 6 月に支給する場合において 100 分の 175 、12 月に支給する場合において 100 分の 195 を乗じて得た額に基準日以前 6 月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

(特例措置)

2 平成 22 年 12 月に支給する期末手当に限り、第 6 条第 2 項に規定する支給率は 100 分の 190 とする。 (注) 改正条文及び附則は精査により変更があること